



家族信託と任意後見・成年後見制度の違いとは？費用と選択基準を詳しく解説

小冊子ダウンロード
家族信託・民事信託とは？

2022.03.01

家族信託と任意後見・成年後見制度の違いとは？ 費用と選択基準を詳しく解説

この記事の監修

司法書士・行政書士事務所リーガルエステート 代表司法書士
斎藤 竜 (さいとうりょう)

司法書士法人勤務後、2013年独立開業。
司法書士としての法律知識だけでなく、「親子の腹を割った話し合い、家族会議」を通じて家族の未来をつくるお手伝いをするをモットーに、これまでに200件以上の家族信託をはじめ、相続・生前対策を取り組んでいる。年間50件以上のセミナーを全国各地で行い、家族信託の普及にも努めている。

任意後見と家族信託、あなたの家族にピ...



検索したいワードを入



カテゴリー

カテゴリーを選択

人気の記事

認知症になっ
たら銀行口座
は凍結され
る？認知症の
親の預金口座

を堂々と引き出し・管理する方法

相続登記の義務化は2024年4
から実施。義務化の内容と今
すべき対策とは？

いま、認知症の対策として、「家族信託」「成年後見」「任意後見」という制度が注目されています。私たちの事務所の無料相談でも、「どの制度を選べば良いでしょうか？」という質問を受けることがよくあります。正直、どの制度も文字面だけでは、どんな制度なのかよく分からないですよね。

しかし、きちんと中身を比べずに選んでしまうと、「こんなはずではなかった...！」という後悔につながります！なぜなら、**この3つの制度は、まさに「似て非なるもの」だからです。**

「成年後見」「任意後見」と「家族信託」どの制度がそのご家族に合っているのかは、本人（とその家族）が置かれている状況によって変わります。

この記事のポイントは下記の通りです。

- ✓ 「家族信託」と「成年後見」「任意後見」どれも馴染まない場合があるので、要チェック！
- ✓ 積極的な財産管理を行いたいのであれば、「家族信託」がお勧め
- ✓ 身上監護が必要なら、「任意後見」「成年後見」がお勧め
- ✓ 裁判所の関与を避けたいのなら、家族信託がお勧め
- ✓ 「家族信託」と「任意後見」どちらの制度も馴染むのあれば、費用で比較！

親の預貯金、金融機関に認知症と知らなければ使っていないの？ | 認知症による銀行の口座凍結のタイミングと勝手に使うリスク

銀行のATMで毎日50万円おろしていたら預金凍結!? 家族信託で対応するには

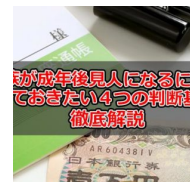


成年後見人の選任手続き費用 | 自分でやる場合と司法書士に依頼する場合の相場

最近の記事



成年後見人のデメリットは？制度の問題点や家族信託との違い...



家族が成年後見人になるには？知っておきたい4つの判断基準...



家族信託は認知症になってからでもできる！？信託契約...

今回は、私たちの事務所が相談者の方にヒアリングする主な手

事務所概要 生前信託 サービスの流れ お客様の声 提供サービス お問い合わせ ブログ
 エンパワーメントをまとめました。この記事を読んで、みなさま

の家族が、最適な選択をする手助けとなれば嬉しいです。

目次 [非表示]

- 1.事例から家族信託と任意後見の違いを比較する
- 2.家族信託・成年後見・任意後見制度でできること
 - 2-1.家族信託で受託者ができること
 - 2-2.成年後見制度で成年後見人ができること
 - 2-3.任意後見人制度で任意後見人ができること
- 3.家族信託と成年後見人、任意後見人制度の費用
 - 3-1.家族信託の費用
 - 3-2.成年後見制度の費用
 - 3-3.任意後見制度の費用
- 4.家族信託のメリット・デメリット
 - 4-1.家族信託のメリット
 - 4-2.家族信託のデメリット
- 5.成年後見・任意後見制度のメリット・デメリット
 - 5-1.成年後見・任意後見制度のメリット
 - 5-2.成年後見・任意後見制度のデメリット
- 6.家族信託を利用すべきケース
 - 6-1.より柔軟に財産管理を任せたい
 - 6-2.死後の相続について指定したい
 - 6-3.ランニングコストを安く抑えたい
 - 6-4.裁判所や第三者に関与されたくない
- 7.後見人制度を利用すべきケース
 - 7-1.認知症や障害などを理由とする生涯のサポートが必要な方
 - 7-2.頼れる身内がない方
 - 7-3.財産管理以外にも身上監護が必要

相続・認知症対策 でお悩みの方

こんな **お悩み** はありませんか？

相続手続き について相談し

親の **不動産/預貯金** の管

相続対策 は何をすればいいのかわ

相 談
実 績 数

4,019

今すぐ無料相談したい方はこちら

✉メールで**無料相談**する

電話で**無料相談**する

(365日 9~21時)

0120-80457

家族信託を通して我が家にピッタリな
財産管理・資産承継の
 を見つけたい方、必見！

Check!
ゼロから始める
家族信託・民事信託
無料動画セミナー

8. まずは、スタート地点に立てるかをチェック！

事務所概要 生前信託サービスの流れ お客様の声 提供サービス お問い合わせ ブログ
「母」が「母」の生活を守るためです！

8-2. 現在、母親の「判断能力」はあるか？

8-3. 任意後見、家族信託とも詐欺対策にはならない

9. 3つのチェックポイント

9-1. 【チェックポイント①】 財産どう守りたいか？～攻める？守る？～

9-2. 【チェックポイント②】 身上監護が必要か？

9-3. 【チェックポイント③】 見知らぬ第三者が関与することをどこまで許容できるか？

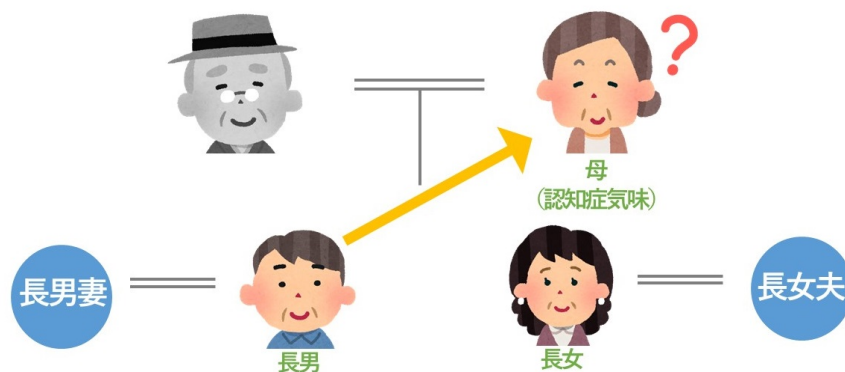
10. どちらの制度も当てはまるご家族、又は、当てはまらないご家族はどうする？

11. どんな形で成年後見、任意後見、家族信託の仕組みをつくらることができるか、無料診断受付中

12. まとめ

1. 事例から家族信託と任意後見の違いを比較する

今回は、下記のようなご家族を例にとりご説明していきます。





事務所概要 サービスの流れ
リーガルエステート

・父親は他界

・最近物忘れが多くなってきている（将来の認知症が心配）

②子供は、長男・長女の2人

・子供たちは、それぞれ家族をもって独立して暮らしている

・財産管理は、長男が行おうと考えている

そんなに珍しくはないご家族ですよ。

さて、それでは、このご家族の認知症対策として、最適なのは「任意後見」でしょうか？「家族信託」でしょうか？

2.家族信託・成年後見・任意後見制度でできること



まず、家族信託では受託者、成年後見制度では成年後見人、任意後見制度では任意後見人がそれぞれできることを確認してい



きましよう。

事務所概要 生前信託・生前贈与の流れ
リーガルエステート

お客様の声

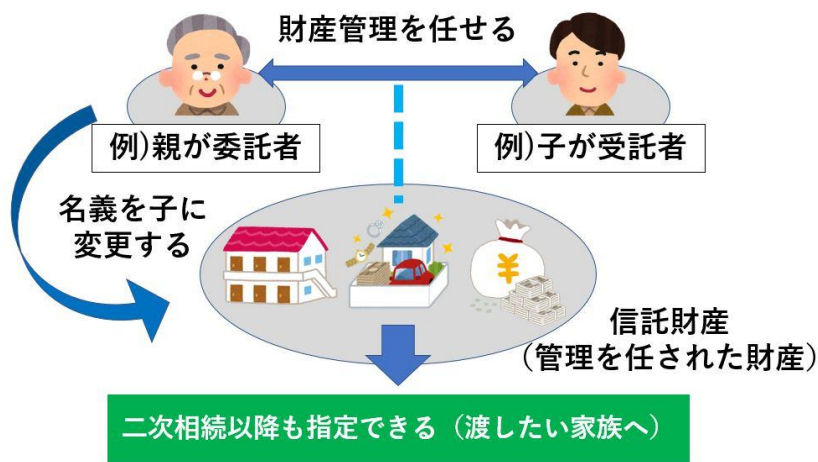
提供サービス

お問合せ

ブログ

2-1. 家族信託で受託者ができること

家族信託における受託者とは、「委託者から託された財産を管理し、運用する立場」の人です。



財産の名義は受託者になるので、受託者は「財産の形式上の所有者」という立場になります。受託者は信託目的の範囲で、信託財産の管理や運用に関する大きな権限と義務を持ちます。

具体的には、**受託者は信託財産の保存行為や賃貸等の収益を図るための運用行為**ができます。また、信託契約の内容によっては**新たな不動産の購入や借入行為**まで行うことができます。

受託者は、**信託契約に基づいて家庭裁判所の介在なく財産を管理**できます。

この点が後述の成年後見制度や任意後見制度と異なります。



小冊子ダウンロード 家族信託セミナー



成年後見人は、認知症発症などによって本人の判断能力が不十分になった後に家庭裁判所によって選任されます。

成年後見人の主な仕事は「**財産管理**」と「**身上監護**」です。例えば、本人に代わって財産管理をし、認知症になった人の生活に関わる法律行為を行ったり、生活環境の整備や施設への入所手続きなどを行うことができます。また、**成年後見人は、本人がしたある一定の契約について、取り消すことができます。**

後述の任意後見制度での任意後見人にはこの取消権は付与されていないので、成年後見制度の方が本人を保護するという面では安心と言えるでしょう。

なお、成年後見人になると、決められた期日までに家庭裁判所に報告を行う必要があります。その後は、1年に1回、職務だけでなく被後見人の財産状況などについても家庭裁判所に報告する必要があります。



任意後見人は、任意後見契約の中の代理権目録に記載されている事務を行うことができます。そしてこの事務とは、基本的には本人（被後見人）の「**財産管理**」と「**身上監護**」に関する契約行為を指します。

任意後見人が後見事務を行うには、本人の判断能力の衰えが見え始めた時に、本人や配偶者、任意後見人になる人などが家庭裁判所に、任意後見監督人の選任申立てを行う必要があります。

任意後見がスタートすると任意後見人は、預貯金や年金などの金融資産の管理、不動産売却などの重要な財産の管理、施設入居や医療契約のための契約行為などを行うことができます。ただし、あくまで本人の保護の観点で行うことが求められるので、**任意後見人は家庭裁判所から選任された任意後見監督人の監督の元、任意後見業務を行うため定期的な報告が必要など、家族信託と異なり柔軟な財産管理を行うことはできません。**

■関連記事

[今まで通り”家族だけ”で親の預金口座を管理できる家族信託・民事信託の仕組みとは？](#)

3.家族信託と成年後見人、任意後見人制度の費用

小冊子ダウンロード 家族信託セミナー



次に、家族信託と成年後見制度・任意後見制度を利用するために必要な費用を見ていきましょう。

3-1. 家族信託の費用

家族信託を利用するにあたってかかる費用は、大きく分けて2種類に分けることができます。

「実費」と「専門家への報酬」です。

自分で手続きをしてもかかる費用（実費）は、

- 公正証書作成費用（費用相場：3.3～11万円）
- 信託登記にかかる登録免許税（費用相場：固定資産評価額の0.3～0.4%）

の2つです。

専門家への報酬は、

事務所概要 サービスの流れ お客様の声 提供サービス お問い合わせ ブログ

- コンサルティング報酬（報酬相場：信託財産評価の小冊子ダウンロード 家族信託セミナー
1.1%程度）
- 信託契約書作成報酬（報酬相場：11～16.5万円）
- 信託登記報酬（報酬相場：11～16.5万円）

の3つです。

それぞれの費用の詳細については、下記の記事に記載していますので、確認してみてください。

関連記事



家族信託手続きの費用・報酬・相場を徹底調査 | 専門家の選び方をお伝えします

[続きを読む](#)

3-2.成年後見制度の費用



小冊子ダウンロード 家族信託セミナー

成年後見制度を利用する場合にかかる費用は、大きく分けて2つに分類できます。

①裁判所で成年後見人の選任手続きをする際にかかる費用

②成年後見を開始した後にかかる費用

です。

「①裁判所で成年後見人の選任手続きをする際にかかる費用」

についてはさらに

「必ず必要な費用」と「ケースに応じて必要な費用」に分けることができます。

また、

「②成年後見を開始した後にかかる費用」については、

「成年後見人への報酬」「成年後見監督人への報酬」に分けることができます。

▶ ①裁判所で成年後見人の選任手続きをする際にかかる費用

【必ず必要な費用】

成年後見制度を利用するためには、家庭裁判所に申し立てをす



る必要があります。その申立手数料や、手続きに必要な書類の

事務所概要 生前信託サービスの流れ お客様の声 提供サービス お問い合わせ ブログ
取組費用が必ずかかります。

費用感は合計で**2万円前後**です。

【ケースに応じて必要な費用】

ケースに応じて必要な費用のうち、大きな金額のものは下記の3つです。

- 鑑定費用：5~10万円程度
- 専門家への支払報酬：10~30万円前後（手続きを弁護士や司法書士に依頼する場合）
- 専門職後見人への支払報酬：20万円前後（後見制度支援信託を利用する場合）

「鑑定費用」や「専門職後見人への支払報酬」については下記の記事の「1.法定後見制度を利用する場合」で詳しく解説していますので確認してみてください。

関連記事



成年後見人の選任手続き費用 | 自分でやる場合と司法書士に依頼する場合の相場

[続きを読む](#)

▶ ②成年後見を開始した後にかかる費用

【成年後見人への報酬】

親族が成年後見人になって、無報酬で後見を行う場合には報酬は発生しません。



しかし、司法書士や弁護士等が成年後見人になる場合には報酬
事務所概要 生前信託 サービスの流れ お客様の声 提供サービス お問い合わせ ブログ
の支払いが必ず必要です。

成年後見人の基本報酬額は月額2~6万円が目安です。身上監
護等に特別困難な事情がある場合には、基本報酬額の50%の
範囲内で付加報酬が支払われます。

【成年後見監督人への報酬】

成年後見監督人は選任される場合と選任されない場合があります
が、選任された場合には成年後見監督人に報酬を支払う必要
があります。成年後見監督人への報酬額は月額1~3万円が目
安です。

3-3.任意後見制度の費用

任意後見制度の費用は大きく分けて3つの段階で発生します。

- ①任意後見契約を結ぶ際の公正証書作成手数料
 - ②任意後見を開始する際の任意後見監督人選任の申立て費用
 - ③任意後見開始後の任意後見人、任意後見監督人への報酬
- です。

▶ ①任意後見契約を結ぶ際の公正証書作成手数料

自分で手続きをする場合は約2万円の費用がかかります。も
し、弁護士や司法書士に手続きを依頼する場合は、10万円前
後の費用がかかると考えておくと良いでしょう。



任意後見監督人選任の申立て手続きには、合計で**約1～2万円**かかります。

裁判所が必要と判断した場合には、**鑑定をするための費用（5～10万円程度）**が発生するので、その分の出費があるかもしれないことは事前に心づもりしておいた方がよいでしょう。

▶ ③任意後見開始後の任意後見人、任意後見監督人への報酬

任意後見人に対する報酬は、任意後見契約を結ぶ段階で**有償か無償かを定めることができます。**

一方で、**任意後見監督人**（家庭裁判所が司法書士や弁護士などの資格者を、任意後見監督人として選任します）**に対する報酬**については、ほとんどの場合発生するので注意が必要です。報酬の相場は、**管理財産額**（預貯金及び有価証券等の流動資産の合計）が**5千万円以下は1万1千円～2万2千円（税込）、5千万円超の場合は2万7千500円～3万3千円（税込）**であることが多いと言えます。

それぞれの費用の詳細については、下記の記事の「6.任意後見人制度の利用にかかる費用」に記載していますのでよろしければご確認ください。

関連記事





任意後見制度とは？任意後見人の手続きや親族で親

事務所概要 サービスの流れ

お客様の声

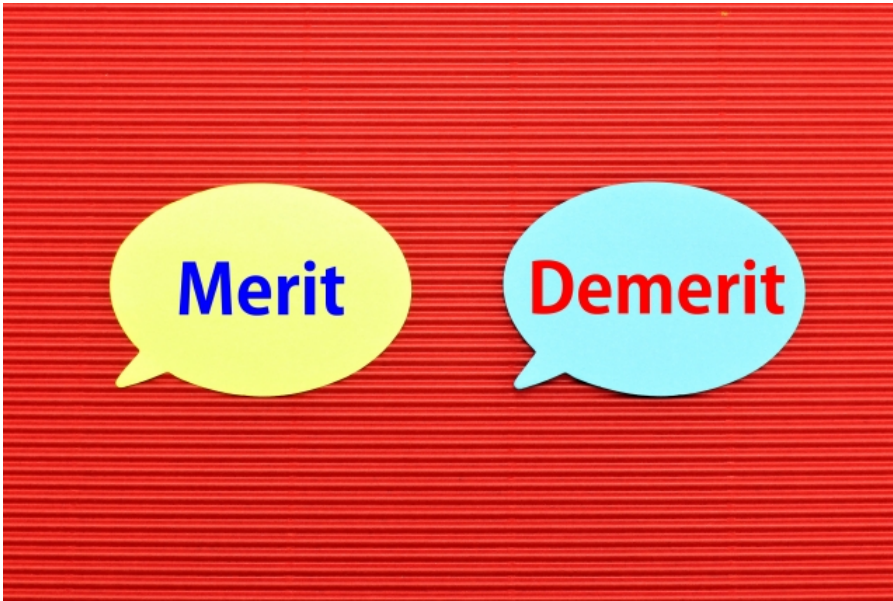
提供サービス

お問合せ

ブログ

リーガルエステート
続きを読む

4.家族信託のメリット・デメリット



では、ここで家族信託のメリットとデメリットを見ていきましょう。

4-1.家族信託のメリット

▶ 契約を結ぶ相手が信頼できる家族・親族である

今まで自分が大切に築き上げてきた財産を、自分に縁が深い家族や親族に管理をお願いすることができるという点が、何と云っても家族信託の大きなメリットの1つです。



後述する法定後見制度や、先ほど説明した任意後見制度では制
事務所概要 生前信託 サービスの流れ お客様の声 提供サービス お問い合わせ ブログ
度を利用するにあたって、家庭裁判所の介在がどうしても必要

になってくるのですが、家族信託では家庭裁判所を介する必要
がありません。信頼できるご家族・親族だけで財産管理ができ
る点が利点と言えるでしょう。

▶ 事前に死後の財産の承継先についても指定できる

家族信託は生前の認知症対策として、本人の財産管理をするた
めに利用されるケースが多いですが、一方で管理している財産
(= 信託財産) の承継先を事前に決めておくことができます。

事前に財産の承継先を定める方法というと、遺言を思い浮かべ
る方が多いと思いますが、家族信託はこの遺言的機能も持ち合
わせています。

遺言は通常、次の承継先しか指定できません。しかし家族信託
は、例えば「自分が死亡したら妻へ、妻が死亡したら息子へ承
継させる」というように数次に渡って承継先を指定することが
できます。このように二次相続まで承継先を指定できる点もメ
リットと言えます。

▶ 経済的な負担を少なくできる

家族信託では、財産を管理する受託者に継続的に報酬を支払う
必要がありません。

これに対して後見制度では、成年後見制度では成年後見人や成
年後見監督人に、任意後見人制度では任意後見監督人に報酬の



支払いが必要です。

事務所概要 生前信託 生前の流れ お客様の声 提供サービス お問い合わせ ブログ
例えば、成年後見制度を利用する場合は、前述の通り、**成年後**

見人へは**月額約2～6万円**、**成年後見監督人**へは**月額約1～3万**

円の報酬の支払いが必要です。任意後見制度では、**任意後見監督人**への報酬が**月額1万円～3万5千円**ほどかかると考えてよいでしょう。

後見制度では、報酬の支払いが被後見人が亡くなるまで続き、途中でやめることは原則としてできません。従って、制度を利用する限り毎月上記の報酬の支払いが継続することになります。

継続的な報酬の支払いが必要ないことは、費用負担の面から安心できると言えるでしょう。

4-2. 家族信託のデメリット



▶ **本人が意思能力があるうちに締結の必要がある**



家族信託を活用すれば、本人が元気なうちから財産の管理や活
事務所概要 信託サービスの流れ お客様の声 提供サービス お問い合わせ ブログ
用を、万が一がらも信託契約で定めた家族などに託すことができ

ます。そして万が一認知症になった場合でも、継続して家族が財産を管理していくことができます。

しかし、家族信託を利用するためには事前に本人と家族が信託契約を結ぶ必要があります。契約時に本人に判断能力がなければ家族信託契約を結ぶことができません。認知症発症後では家族信託契約を締結できないため、家族信託を利用できないことになります。

▶ 受託者に身上監護が認められていない

家族信託は、財産を管理することが目的である制度です。そのため、受託者には身上監護権が与えられません。身上監護権とは、本人の代わりに住まいを確保したり、介護・福祉施設などへの入所手続きや入院など医療に関係する手続きを行うことです。身上監護権は、日常生活のフォローだけでなく、介護・医療などの支援を過不足なく受けられるよう本人の生活環境を整えることまで仕事が及びます。

この身上監護権がないことが、家族信託のデメリットの一つとして挙げられます。

9章でも説明しますが、例えば子が遠方に住んでおり、家族の代わりに本人と縁が深い友人などに身上監護を頼みたいのであれば家族信託ではなく、任意後見制度を選ぶ方が望ましいでしょう。



■関連記事

事務所概要 生前信託・生前贈与の流れ お客様の声 提供サービス お問い合わせ ブログ
今まで通っていた家族だけで親の預金口座を管理できる家族信託・

民事信託の仕組みとは？

5.成年後見・任意後見制度のメリット・デメリット



家族信託と比較するためにも、後見人制度のメリット・デメリットも見ていきましょう。

5-1.成年後見・任意後見制度のメリット

▶ 家族や親族が近居でない場合も支援を受けることができる

まず**任意後見制度の場合**だと、例えば本人と同居している家族がいなかったり、子や親族が遠方に住んでいたりするケースで



は、前述の通り本人に縁があり、本人が信頼を寄せる友人やご
事務所概要 生前信託 サービスの流れ お客様の声 提供サービス お問い合わせ ブログ
任意後見人になっていただき、その方から適切な

支援を受ける事が可能になります。

また、**成年後見制度の場合**でも、**司法書士や弁護士などの専門家を後見人として選任することで、予想していなかったトラブルについても解決することができます。**

特に法的なトラブルについては、知識・経験も共にある専門家
にお願いできることは安心できるポイントだと思います。

▶ **身上監護による身のサポートを受けることができる**

財産管理をすることが目的である家族信託とは違い、**後見制度**
は本人の財産管理に加えて、**本人の身の回りの世話をする、身上監護をすることも目的**とされています。後見人の職務は「**財産管理**」と「**身上監護**」です。

例えば成年後見制度の成年後見人は取消権が与えられており、
本人が判断能力が衰えてしまったことが原因で誤って契約をしてしまった場合には、成年後見人が契約の取消しをすることができます。

このように、**本人の財産管理だけでなく日常生活でも支援ができる点**が後見制度の**メリット**と言えるでしょう。

▶ **認知症対策をしておらず、本人の判断能力がなくなった場合にも対応できる**

これは、成年後見制度の場合になりますが、成年後見制度では
事務所概要 サービスの流れ お客様の声 提供サービス お問い合わせ ブログ
後見開始の審判を家庭裁判所に申し立てることによって家庭裁

判所が成年後見人を選任し、成年後見人が本人の財産管理や身
辺監護をできるようになります。

**任意後見制度や家族信託は、本人の判断能力がなくなってしまう
ったら、任意後見契約・家族信託契約を締結できないため利用
することができません。**

認知症発症後でも利用することができるのが成年後見制度のメ
リットの1つと言えます。ただし、成年後見人は家庭裁判所が
選ぶため、必ずしも家族が選ばれる訳ではない点には注意が必
要です。

5-2.成年後見・任意後見制度のデメリット

▶ 後見開始を途中でやめることはできない



まず、**成年後見制度**は一度開始すると、**基本的には制度の利用**
事務所概要 生前信託 サービスの流れ お客様の声 提供サービス お問い合わせ ブログ
を途中でやめることはできません。被後見人が亡くなるまで後

見は継続します。

勿論、正当な理由がある場合には後見人を解任できるケースはあります。しかし、その場合でもまた新たに後見人が選任されて後見自体は継続されます。制度自体の利用をやめることはできないのです。

また、**任意後見制度**でも、後見開始後は正当な理由があるときに限り、家庭裁判所の許可を受けて任意後見人を解任します。

任意後見人に不満があるからという理由だけで、すぐに解任できない点は成年後見制度と同様です。

そして、成年後見制度では、弁護士・司法書士などの専門家が成年後見人や成年後見監督人になるケースが往々にあります。任意後見制度でも任意後見監督人には専門家が選任されるケースが多く見られます。

成年後見制度における成年後見人や成年後見監督人、任意後見制度における任意後見監督人に専門家が選任されると、報酬を支払う必要が出てきます。報酬の支払いは後見が続く限り毎月発生することになりますので、**後見の期間が長くなればなるほど費用の負担が大きくなってしまいます。**

このように、**途中で簡単に制度の利用をやめることできない点**が**成年後見制度・任意後見制度のデメリット**です。成年後見制度・任意後見制度を利用するにあたっては**本当に制度を使うべ**



また、他に自分の家族にとって合う対策方法は無いのかをよく

事務所概要 生前信託の流れ お客様の声 提供サービス お問い合わせ ブログ
考慮して利用を決めましょう。

▶ 財産が減るリスクがある行為は基本的にできない

成年後見制度は、**成年被後見人を保護するための制度**です。本人の財産を保護することが大前提の制度です。

そのため、株式投資や不動産活用など、**少しでも財産が減るリスクのある行為は原則認められません。**

また、これは**任意後見制度でも同様**です。

任意後見人は、たとえ本人の財産を増やす目的であっても、積極的な投資や資産運用をすることはできません。

利息が低い今、ただ預金として口座に置いておくだけでは利子がほとんどつかず、預金が大幅に増えることはないことは皆さんとうにご存知のことと思います。

本人にある程度財産があり、今後の生活のためにもこの財産は資産運用した方が良く、と判断できる場合でも、成年後見制度や任意後見制度を利用する限り資産運用はできません。

このように、**成年後見制度や任意後見制度を利用すると資産運用を積極的に行うことができない点がデメリット**と言えるでしょう。

その他、成年後見制度のデメリットについては下記の記事で詳しく解説しているので、
確認してみてください。



事務所概要 サービスの流れ お客様の声 提供サービス お問い合わせ ブログ

成年後見人のデメリットは？制度の問題点や家族信託との違いを解説！

続きを読む

6. 家族信託を利用すべきケース

家族信託と後見制度のメリット・デメリットを見たところで、ここからはまず家族信託を利用すべきケースについて具体的に解説してきたいと思います。

6-1. より柔軟に財産管理を任せたい

家族信託では、前段落（5-2. 後見人制度のデメリット）でも記載したように、**成年後見制度では行えない資産の有効活用がで**



きるようになります。資産の有効活用とは具体的には、株式投資、不動産の活用など、お金の流れ、お客様の声、提供サービス、お問合せ、ブログ、資産の組み換え、不動産の活用などのことを指します。

また、**成年後見制度のように家庭裁判所で手続きをする必要はありません。**

認知症発症後に申立ての手続きで手間や費用がかかることがなく、時間と費用の負担が少なくなるので、融通の利く財産管理を望むのであれば、家族信託を利用するのがよいでしょう。

6-2.死後の相続について指定したい

「4-1.家族信託のメリット」でも解説した通り、家族信託は本人に代わって財産管理を行う、「財産管理機能」と、家族信託で管理している財産（＝信託財産）の承継先を事前に決めておくことができる「遺言的機能」を兼ね備えています。

家族信託は、契約締結をもって効力が発生するので、**生前においても受託者が信託財産とした財産を管理することができ、かつ本人死亡後には本人の財産を誰に、どのように承継させるのか指定することもできます。**

生前の財産管理もしつつ、「自分が死亡したら妻へ、妻が死亡したら息子へ承継させる」というように数次に渡って承継先を定めたい場合には家族信託を選択するのが良いでしょう。



成年後見制度、任意後見制度を利用すると、成年後見制度では成年後見人や成年後見監督人に、任意後見制度では任意後見監督人には、ほぼ必ず報酬を支払う必要があります。

先述のように、後見制度は後見が始まると、基本的には被後見人が亡くなるまで継続して利用を続けるようになります。そのため、報酬の支払いも被後見人が亡くなるまでずっと続きます。

一方で家族信託では、**継続した報酬の支払いは必要ない**ので、ランニングコストをおさえたい場合には家族信託を選択するのが良いでしょう。

6-4.裁判所や第三者に関与されたくない

成年後見制度、任意後見制度共に、制度を利用する場合には、家庭裁判所での手続きが必要になります。

特に成年後見制度では、成年後見人選任の決定権が家庭裁判所にあり、本人とはあまり馴染みのない弁護士や司法書士が成年後見人となり、財産管理を行うケースも多々あります。

自分の家族だけで財産管理をすることができないので、**信頼のおける家族・親族だけで財産管理の仕組みを作りたい場合には、家族信託の利用をおすすめします。**



■関連記事

事務所概要 生前信託・生前贈与の流れ お客様の声 提供サービス お問い合わせ ブログ
今まで通っていた家族だけで親の預金口座を管理できる家族信託

民事信託の仕組みとは？

7.後見人制度を利用すべきケース

続けて、後見制度を利用すべきケースについて具体的に見ていきましょう。

7-1.認知症や障害などを理由とする生涯のサポートが必要な方

成年後見制度は、認知症や知的障害などで判断能力が不十分な人を保護することが目的の制度です。

判断能力が無いために間違えて結んでしまった契約を無効にし



たり、日常生活で起こる必要な手続きや契約を行ったりと、**本**
事務所概要 生前信託 サービスの流れ お客様の声 提供サービス お問い合わせ ブログ
入りの代りに法律行為を行うための制度が**成年後見制度**です。

既に認知症を発症している場合や、知的障害などで判断能力がない方の場合には、本人が亡くなるまで日常生活のさまざまな契約行為や契約の取り消しを成年後見人が担うことができ、本人の生活を手厚くサポートできる成年後見制度を選択するのが良いでしょう。

7-2.頼れる身内がない方

これまで比較してきた**家族信託**では、**受託者である家族・親族が幅広い権限を持ちます。**

受託者は信託財産の管理・運用をするだけでなく、信託契約に基づいた行為を原則行うことができる一方で、受託者による権利濫用を防ぐために、様々な義務を課されることとなります。そして、受託者は、信託目的の実現のために善良なる管理者としての注意義務をもって財産の管理をしなければなりません。

家族・親族を管理者として相応しいかという視点で見ると、**もし財産をきちんと任せられるほどの信頼のおける家族・親族がない場合には、プロである弁護士や司法書士に後見人になってもらい、財産管理をしてもらう方が安心でしょう。**

7-3.財産管理以外にも身上監護が必要



先ほども少し触れましたが、例えば子供が本人と同居してい
事務所概要 サービスの流れ お客様の声 提供サービス お問い合わせ ブログ
を、**より本人の近く**に住んでいて日常生活の支援ができるの

であれば、家族信託も選択肢のうちの1つとなります。

しかし、本人の近くに子供をはじめとする家族や親族がいない
場合には、**身上監護権のない家族信託は選択肢から外し、後見
制度を利用して後見人に身上監護をしてもらう方が望ましいで
しょう。**

8.まずは、スタート地点に立てるかをチェッ ク！

冒頭でお伝えした高齢の母親がいる事例においてどちらの制度
が良いのかを選ぶ前に、まず、そもそも、これらの制度を使え
るのかを確認していきましょう。

8-1.目的は「母親」の生活を守るためです！



しても、**母親の生活を守ることを目的**としています。（母親に代わって、母親の財産を守る人のことを、**成年後見では「成年後見人」、任意後見では「任意後見人」、家族信託では「受託者」と呼びます。**）

そのため、「母親の口座のお金を引き出して自分の為に使いたいな...」「母親の不動産を売却して自分の生活費に充てたいな...」というような希望は、どちらの制度でも叶えることはできません。

8-2.現在、母親の「判断能力」はあるか？

任意後見、家族信託は「将来」の認知症リスクに備えるためのものなので、「既に」認知症になっている方は、残念ながら、どちらの制度も利用できません。その場合は、法定の成年後見制度を利用することになります。





成年後見の記事については、下記の記事が参考になります。気になる記事があればご参照ください。

関連記事

成年後見・遺言と家族信託って具体的にどう違うの？信託実績200件超の司法書士が事例を遺言と成年後見制度の限界を解説します！

[続きを読む](#)

関連記事

成年後見制度の申立て知っておきたい「診断書」のもらい方 | 診断書の書き方で判断能力判定に差が出ます

[続きを読む](#)

8-3.任意後見、家族信託とも詐欺対策にはならない

「母親が悪徳商法に合ってしまった場合、後から取消しができるか？」という心配事もよくあるご相談です。残念ながら、両制度とも、長男には契約の「取消権」がないため、詐欺対策としては無力です。この場合も、法定の成年後見制度の利用を検討することになります。





9.3つのチェックポイント

9-1. 【チェックポイント①】財産どう守りたいか？～攻める？守る？～

さて、無事にスタート地点に立つことができたなら、いよいよ、「家族信託」と「任意後見」どちらの制度が最適なのかを考えていきましょう。



チェックポイントの1つ目は、**母親の今の財産（不動産）の積**

事務所概要 生前信託 サービスの流れ お客様の声 提供サービス お問い合わせ ブログ
積んだ財産をどう活用しているのか？という点です。「不動産の積極

的な活用」というのは、具体的には、下記のようなことを考えている場合です。

- ・ **不動産の買い替え（組み替え）を考えている**
- ・ **不動産を担保にして、銀行から融資を受け、新賃貸ビルの建築を考えている**
- ・ **古いアパートの建て替えを考えている**

主に相続税対策として、上記を検討しているご家族が多いですが、そのようなご家族は、「家族信託」一択となります。**なぜなら、「成年後見」「任意後見」では、「本人の財産を1円たりとも減らさせない！」という基本思想があるので、リスクのある（合理的な理由がない）財産の処分は禁じられているからです。**

一方、家族信託では、信託契約の条項に定めておけば、柔軟な財産管理ができます。

また、**「主な不動産は自宅だけが、将来の施設費用を捻出するために売却を考えている」という場合も注意が必要です。**も



ちろん、「施設に行ったきりで自宅に戻る目途はない」「売却
事務所概要 サービスの流れ お客様の声 提供サービス お問い合わせ ブログ
しつかり施設費用を支払えない」というような状況であれば、

「成年後見」「任意後見」でも売却は認められるでしょう。

(売却しないと本人の生活が守られないのは明白ですからね)

ただ、どのような場合にせよ、売却時は、家庭裁判所や任意後見監督人（後述）への説明は必須です。一方、家族信託では、家族の判断した必要なタイミングで自宅売却を行うことができます。

そのため、私たちの事務所では、**ある程度財産をお持ちで、不動産の売却を含め柔軟な財産管理を行いたいご家族には、「家族信託」をお勧めしています。**

9-2. 【チェックポイント②】 身上監護が必要か？





チェックポイントの2つ目、**母親の身上監護をする家族がいるか？**という点です。「身上監護」とは、母親の生活や治療、介護などに関する法律行為を行うことを言います。具体的には、下記のような行為です。

- ・ 介護サービスの契約手続き
- ・ 入院の手続き、医療費の支払い
- ・ 要介護認定の申請などの手続き
- ・ 施設入所手続き、介護費用の支払い

今回の事例で言うと、長男か長女が母親の近くに住んでいて、母親の身上監護ができるのであれば、何の心配もありません。大抵の医療施設や介護施設では、本人の「家族」であれば、上記の手続きを行うことが可能だからです。





しかし、**長男・長女とも遠方に住んでおり、自分たち家族の代わりに、例えば、母親との関係が深い近所の方や専門家など第三者に身上監護を頼みたいのであれば、「成年後見」「任意後見」の選択となります。**何故なら、「家族信託」では、「身上監護」は対象とならないからです（この場合、母親の面倒を見る「成年後見人」「任意後見人」は、長男ではなく、その近所の方や専門家など第三者が就任することになります）。

関連記事

一人暮らしの親の財産管理でこんな心配ありませんか？同居できない家族がする対策

[続きを読む](#)

ちなみに、例え「成年後見人」「任意後見人」であっても、実際の介護などの事実行為（入浴の介助、掃除等）や、手術や医療治療に関する同意書へのサイン等、委任できない（又は、委任する必要がない）行為はありますのでご注意ください。

詳しくは下記の記事を見てみてください。

関連記事





任意後見制度とは？任意後見人の手続きや親族で親

事務所概要 任意後見サービスの流れ

お客様の声

提供サービス

お問合せ

ブログ

続きを読む

9-3. 【チェックポイント③】見知らぬ第三者が 関与することをどこまで許容できるか？

最後のチェックポイントは、**見知らぬ第三者、要は、裁判所の関与をどこまで許容できるか？**という点です。**家族（母親）の財産は、家族だけで管理していきたい（第三者にあれこれ言われたくない）**というのであれば、「家族信託」一択となります。

何故なら、「成年後見」が始まると裁判所が選任した成年後見人が財産管理を行います。この場合、長男が必ずしも成年後見人として選任されるとは限りません。



また、「任意後見」の場合には、任意後見契約で任意後見人候補者として指定された長男が任意後見人となりますが、これと同時

に「任意後見監督人」として専門家（主に司法書士や弁護士）を選任します。任意後見監督人の使命は、中立的な立場で、母親の財産を監督すること（任意後見人を監督すること）です。

（ちなみに、専門家が就任するので、彼らに対する報酬も、もちろん必要となります）

任意後見人である長男は、定期的に任意後見監督人に、母親の財産状況を報告する義務があります。そして、任意監督人は、任意後見人からの報告内容を元に、裁判所に対して、母親の財産が適正に管理されていることを報告します。

また、「成年後見」「任意後見」の大きな特徴の1つとして、**一度後見制度を始めると、原則、母親が亡くなるまでやめられない**、という点もあります。任意後見の場合は、任意後見が始まった後（任意後見監督人選任後）は、正当な事由がある場合に家庭裁判所の許可を得て解除することができます。つまり、**原則は、母親が亡くなるまで、その財産は、裁判所の監視・監督下におかれるということになります**。そのため、家族（母



親)の財産を家族以外に開示したくない、と考えるご家族に
事務所概要 生前信託サービスの流れ お客様の声 提供サービス お問い合わせ ブログ
は、家族信託をお勧めしています。

なお、弊社司法書士・行政書士事務所リーガルエーストでは、ご家族ごとにどのような形で成年後見や任意後見、家族信託を設計し、活用すればいいのか、無料相談をさせていただきます。成年後見制度の利用方法や家族信託、任意後見契約書の作成、その後の運用の相談などトータルでサポートさせていただきますので、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせフォームから

[無料相談する>](#)

電話で無料相談する

: 無料相談受付 (365日9時~21時)

※18時以降、日曜祝日のお電話でのお問合せについては、翌営業日以降担当者より折り返しご連絡させていただきます。

10. どちらの制度も当てはまるご家族、又は、当てはまらないご家族はどうする？





チェックポイントの結果はどうでしたでしょうか？

家族だけで本人の財産を管理し、財産管理を担う方を予め定めておきたい場合は、「家族信託」「任意後見」がおすすめです。

もし、「家族信託」も「任意後見」も両方とも当てはまったご家族は、**両制度の併用**をお勧めします。一方、チェックポイントのどれも当てはまらなかったご家族は、「家族信託」「任意後見」のどちらの制度も馴染むということになります。その場合は、**コスト（費用）を比較して選択すれば良い**と思います。



一般的に、初期費用は、「任意後見」の方が「家族信託」より
事務所概要 生前信託 サービスの流れ お客様の声 提供サービス お問い合わせ ブログ
もろもろのサービスについて上記で述べた通り、「任意後見」は一度発

動すると、任意後見監督人への報酬（月額2万円程度が一般的）が、母親の亡くなるまで発生します。その一方で、家族信託にランニング費用はありません。

ご家族の将来設計をどのように考えるかで、「家族信託」にするか「任意後見」にするかを選択してみてください。

11.どんな形で成年後見、任意後見、家族信託の仕組みをつくることができるか、無料診断受付中

当サイトでは、どんな形で預金や不動産を家族だけで管理できる仕組みを作ることができるか、無料診断が可能です。累計3500件を超える相続・家族信託相談実績をもとに、専門の司法書士・行政書士がご連絡いたします。

家族信託、任意後見、成年後見の活用など、ご家族にとってどんな対策が必要か、何ができるのかをご説明いたします。自分の家族の場合は何が必要なのか気になるという方は、ぜひこちらから無料診断をお試しください。

我が家では何ができる？

[無料で診断する>](#)





家族信託・生前贈与
サービスの流れ
お客様の声
提供サービス
お問合せ
ブログ

リーガルエステート
：無料診断受付（365日9時～21時）

※18時以降、日曜祝日のお電話でのお問合せについては、
翌営業日以降担当者より折り返しご連絡させていただきます。

12.まとめ

今回の記事では、「家族信託」と「成年後見」「任意後見」について、下記をご紹介します。

- ✓ 「家族信託」と「成年後見」「任意後見」どれも馴染まない場合があるので、要チェック！
- ✓ 積極的な財産管理を行いたいのであれば、「家族信託」がお勧め
- ✓ 身上監護が必要なら、「任意後見」「成年後見」がお勧め
- ✓ 裁判所の関与を避けたいのなら、家族信託がお勧め
- ✓ 「家族信託」と「任意後見」どちらの制度も馴染むのであれば、費用で比較！

今回は、私たちの事務所で相談があった場合の大事なチェックポイントをご紹介します。ただ、後見制度にせよ、家族信託にせよ、どちらが良いのか悩んでいる場合は、専門家へのご相談をお勧めします。





事務所概要
家族信託・生前対策
リーガルエステート

の流れ

お客様の声

提供サービス

お問合せ

ブログ

投稿者: 司法書士 斎藤 竜

家族信託・民事信託とは？

相続登記は司法書士に依頼すべき？発生する...

入院費や葬儀費用を立替すると相続放棄がで...

関連記事





事務所概要
家族信託・生前対策
リーガルエステート

の流れ お客様の声 提供サービス お問い合わせ ブログ

【司法書士監修】家族信託を活用したアパート建築・融資の方法 | 信託内借入...

家族信託をしたらどんな税金を支払うことになるの？時系列でみる支払う税金...

家族信託の損益通算禁止とは？税金の注意点と3つの対策方法を徹底解説

不動産の相続対策で家族信託は有効？制度や税金の仕組みについて解説！

【司法書士が解説】信託財産を追加する追加信託とは？！ | 子供に財産を管理...

家族信託は認知症になってからでも手続きできる！？信託契約の判断基準のポ...

【自宅で受講可】家族信託無料動画セミナーのご案内

我が家にぴったりの家族信託・生前対策の仕組みを知りたい方は家族信託・民事信託無料動画セミナーへどうぞ！

家族会議の必要性、その中でも特に財産管理対策と資産承継対策の具体的な方法を事例とともにお伝えします。

無料セミナーはコチラ





家族信託・生前対策
リーガルエステート

事務所の流れ お客様の声 提供サービス お問い合わせ ブログ

横浜で家族信託実績200件超 | 家

族信託の相談をするなら司法書

小冊子ダウンロード | 事務所リーガル信託セミナー

テート

事務所概要

家族信託・民事信託サポートサー

ビスの流れ

提供サービス

プライバシーポリシー・免責事項

特定商取引法 1 1 条に基づく表記

お知らせ

リーガルエステート

お客様の声

よくある質問・問合せ

小冊子ダウンロード

家族信託セミナー

司法書士事務所リーガルエステート【横浜オフィス本店】〒220-0005 横浜市西区南幸一丁目1番1号 J R横浜タワー12階

STATION SWITCH 0120-8510457

Copyright © 横浜で家族信託実績200件超 | 家族信託の相談をするなら司法書士・行政書

